

元気 いきいき 生活 応援します!

シリーズ 19

認知症を理解し、地域で支えよう

私のことを笑ってくれていいですよ
きっとおかしなことを言つたり
おかしな格好をすることでしょう
でもお願いです
陰で笑つたり
自分一人だけで
仲間同士だけで笑わないで
私にも笑つていての説を教えてください
きつと私も笑いの仲間に入り
一緒におかしむでしょう
だつて おかしいことはおかしいと
私もわかるから

【大逆転の痴呆ケア】より

認知症になると、記憶障害や認知障害のため
に不安が大きくなるあまり、まわりの方との関
係が上手くいかなくなることがあります。しか
し周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮ら
していくことができます。地
域で支えあい、
安心して暮ら
せるよう、一
人ひとりがで
きることを考
えてみません
か。



活動紹介 キャラバン・メイト



11月末現在の市内の
認知症サポーター数 981人

認知症を正しく理解し、認知症の人や家
族を温かく見守り、支援する人（サポーター）
を一人でも多くし、認知症になんでも安心
して暮らせるまちづくりを行なう「認知症サ
ポーター100万人キャラバン」が今、全国
で行われています。

この活動を進めるのが、「キャラバン・メ
イト」です。高島市でも地域の集まりなど
でキャラバン・メイトがサポーター養成講
座を開催しています。

今後も多くの方に認知症の方や家族の応
援者となつてもらえるよう各地でサポータ
ー養成講座を開催していきます。

▼日 時	1月20日(日)
13時30分～16時30分(受付13時から)	
▼場 所	ガリバーホール
▼内 容	寸劇「ばあちゃんの思い」 ・講演「まだ見ぬ介護者へのメッセージ」 ・講師 和田 行男さん

◆講師紹介◆ 和田 行男さん

1955年高知県生まれ。
1987年に国鉄職員から
介護の世界へ転職。様々な施設の相談員などの経
験後、東京都内で初の認
知症高齢者グループホー
ムの施設長を経て、現在
(株)大起エンゼルヘルプ
クオリティーマネージャーとして活躍。
著書「大逆転の痴呆ケア」。
雑誌「りんくる」連載中。



*この講演会は厚生労働省が展開している
「認知症サポーター養成講座」として
位置付けられています。

「大逆転の痴呆ケア」著者で、東京都グル
ープホーム連絡会事務局長・全国痴呆性高齢者グ
ループホーム協会理事である和田行男さんをお
招きして認知症講演会を開催します。

介護保険料にかかる 所得控除・納付証明書の発送について

普通徴収 (納付書または口座振替の方)

65歳以上の方（第1号被保険者）が納付された介護保険料は、所得税の確定申告や住民税の申告の際に、社会保険料控除の対象となります。

1月下旬に、前年中（1月～12月）に納付いたいた介護保険料の納付証明書を郵送します。例えば配偶者の介護保険料を納付されたときは、本人と配偶者の介護保険料の合計額が控除の対象となります。

納付した介護保険料の確認方法

介護予防教室 元気カレッジ2月の予定	
65歳以上の方が対象の元気づくりに取り組む教室です。	
▼時 間	14時～16時
▼持 物	お茶、タオル
▼申込締切	「元気の源」の日は各開催日の1週間前までに参加申し込み必要
▼参 加 費	無料
問・申 地域包括支援センター	今津法人どろんこ ☎ (20)23301

実施日	会 場	内 容
2月8日(金)	ほおじろ荘(新旭)	「元気の源」
2月15日(金)	朽木保健センター	「元気の源」
2月18日(月)	マキノ健康福祉センター	「元気の源」
2月22日(金)	高島保健センター	転ばぬ先の体力づくり
2月25日(月)	安曇川保健センター	「元気の源」
2月29日(金)	今津保健センター	「元気の源」

問 健康福祉部	長寿介護課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 長寿介護課 ☎ (22)021-0
マキノ支所	住 民 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは マキノ支所 ☎ (27)1910
今 津 支 所	住 民 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 今津支所 ☎ (22)5101
朽 木 支 所	住 民 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 朽木支所 ☎ (38)3111
安 曙 川 支 所	住 民 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 安曇川支所 ☎ (32)4413
高 島 支 所	住 民 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 高島支所 ☎ (36)8008
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 課	この「一オーナー」に関するお問い合わせは 健康福祉部 ☎ (25)8120
今津町名小路1-4-1	（市役所別館1階）	（市役所別館1階）

対象となる介護保険料の額については、社会保険庁などの年金保険者から発行される源泉徴収票等で確認してください。なお、控除できるのは、納付された本人のみです。

特別徴収 (年金からの天引きの方)

保険料となる介護保険料の額については、社会保険庁などの年金保険者から発行される源泉徴収票等で確認してください。なお、控除できるのは、納付された本人のみです。

Q. 昨年の途中で普通徴収から特別徴
収に変わりましたが、納付額の確
認はどうすればいいのでしょうか。

A. 7月に市から送付させていたいた通知は
年度額（4月から翌年3月）で、社会保
険庁等からの源泉徴収票は1月から12月に
納めていたいた保険料額です。申告書には社会保険庁等からの源泉徴収票の金額を記載して下さい。

Q. 7月に市から送付された平成19年
度介護保険料の決定通知書の保険
料額と、社会保険庁から送付され
た源泉徴収票に記載の天引き額が
違いますが…

A. 市から送付させていたいた証明書の額（普
通徴収分）と、社会保険庁等から送付され
ます源泉徴収票の額（特別徴収分）を合計
してください。

介護や支援が必要な方を支えあうために、介護保険制度が
あります。今回は介護保険料にかかる所得控除についてお
知らせします。

この「コトナー」に関するお問い合わせは
長寿介護課 ☎ (22)021-0

